

## VII. Club JRA-Net(JRA電話・インターネット投票会員向けwebサービス)

登録料  
・  
年会費  
無料!

### 1. Club JRA-Net とは?

JRA電話・インターネット投票会員であれば、どなたでもご利用いただける専用のwebサービスです。Club JRA-Netにご登録いただくと、限定キャンペーンにご参加いただけたり登録の住所やメールアドレスの変更をWEB上で行うことができます。

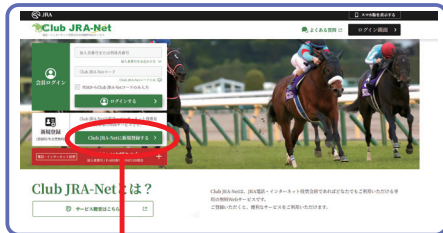
### 2. 登録・入会の手順

■**ご注意ください!** ※ご利用いただくには、受信可能なメールアドレスが必要です。新規登録は、利用開始日から可能です。

まずは、下記URLにアクセス! ※JRAホームページ[<https://jra.jp>](パソコン)、[<https://sp.jra.jp>](スマートフォン)にもリンクがあります。

#### パソコン版

<https://www.clubjranet.jra.go.jp/>



#### スマートフォン版

<https://m.clubjranet.jra.go.jp/>



#### 登録情報の入力

- 利用規約をご確認の上「同意」して加入者番号・生年月日・氏名(全角カタカナ)を入力してください。

#### Club JRA-Netコードの入力

- Club JRA-Netコード(半角英数4~8桁)を決めてください。
- Club JRA-Netコードは、登録情報の確認やログインの際に必要となります。大切に管理してください。

#### メールアドレスの入力

- 登録後に確認メールが送られます。必ず受け取ることができるメールアドレスを正しく半角で入力してください。

#### メール配信の設定

- Club JRA-Netからのメール配信を設定します。なお、メール配信を停止された場合でも、確認メール及びJRAからの重要なお知らせを配信させていただく場合がございます。

#### 確認メール

- メールの登録情報確認用URLよりアクセスして、2週間以内に確認作業を行ってください。
- 確認メールが届かない場合は、メールアドレスをご確認の上、再度登録願います。

#### 登録情報の確認

- 加入者番号、Club JRA-Netコードを入力して**登録完了**です。

**登録完了!**

上記URLから  
ログインして  
ご利用ください。

※Club JRA-Netコードを忘れてしまった場合は、お手数ですが新規登録からやり直してください。

## VIII. 各種情報照会

①	投票内容照会	過去60日間の投票内容をご確認いただけます。 開催日当日の21時以降に更新されます。
②	加入者情報照会	氏名・住所などの登録情報をご確認いただけます。住所・電話番号の変更は「Club JRA-Net」が「PATサービスセンター」にお願いします。反映には2週間程度かかります。
③	投票成績照会	当年と前年の競馬場別・騎手別などの投票成績をご確認いただけます。 節終了の翌日(通常月曜日)の21時以降に更新されます。
④	銀行残高照会	前節までの購入・払戻・残高状況等をご確認いただけます。 節終了の翌日(通常月曜日)の21時以降に更新されます。
⑤	入金履歴照会	過去60日間の入出金の履歴をご確認いただけます。 節終了の翌日(通常月曜日)の21時以降に更新されます。

当日分の照会はネット投票サイトからご確認ください。

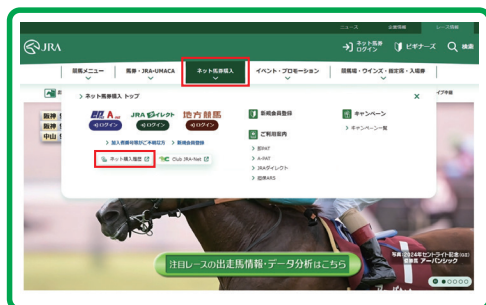
海外競馬・地方ナイター発売や、メンテナンス等更新タイミングが変更・遅延する場合があります。

Club JRA-Net からご確認ください。

### パソコンでの照会

<https://jra.jp>

JRAホームページの「ネット馬券購入」に  
カーソルを合わせ、「ネット購入履歴」をクリック



「メニュー」が表示されます。

ご覧になりたい内容を選択してください

①	投票内容照会	08月23日現在	選択
②	加入者情報照会		選択
③	投票成績照会	08月22日現在	選択
④	銀行残高照会	08月22日終了時点	選択
⑤	入金履歴照会	08月22日現在	選択

ログインの際は、「加入者番号」・「P-ARS番号」  
「暗証番号」が必要となります

### スマートフォンでの照会

<https://sp.jra.jp>

JRAホームページの「ネット馬券購入」をタップし「購入履歴」をタップ



「メニュー」が表示されます。

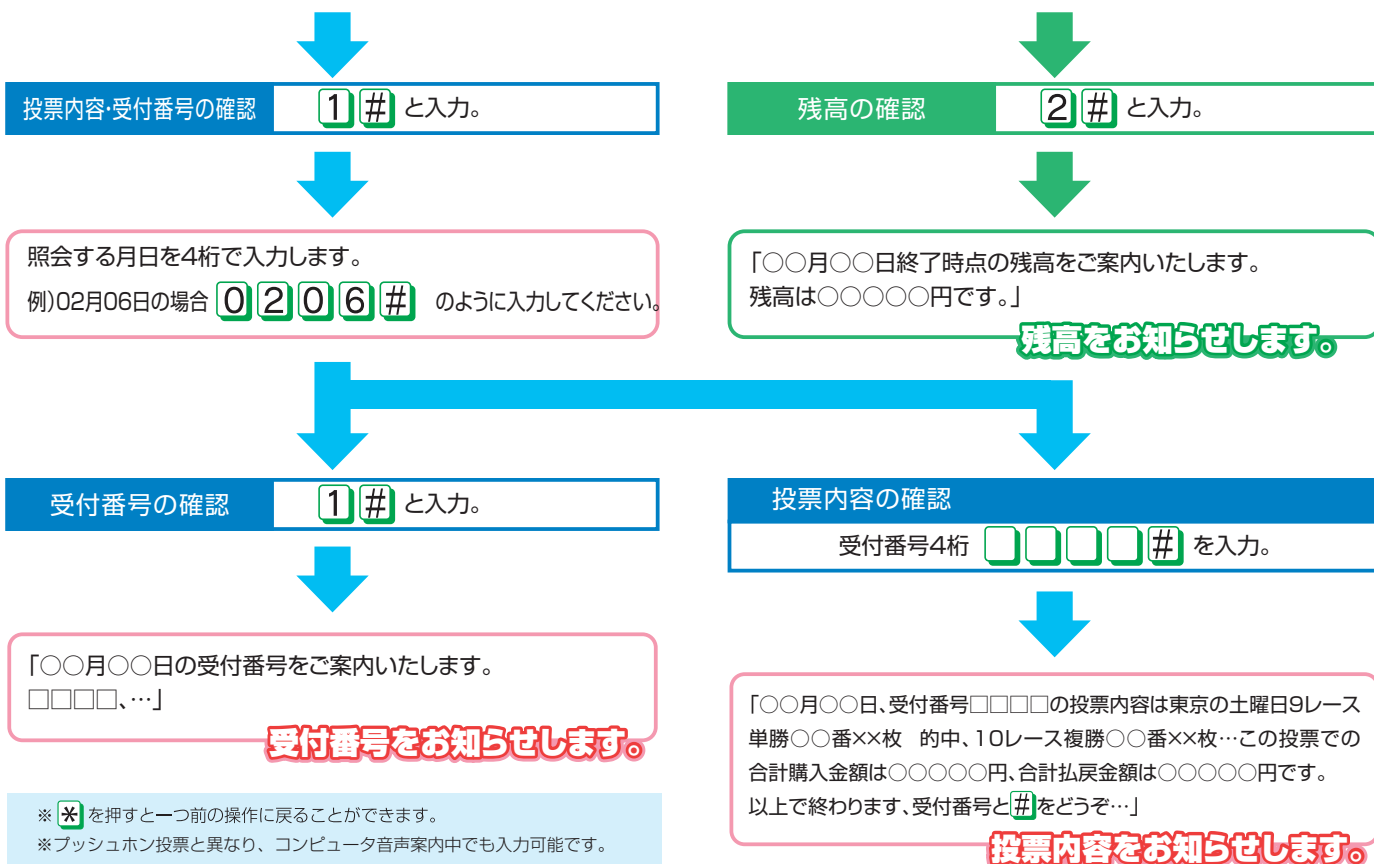
照会メニュー	
①	投票内容照会
②	加入者情報照会
③	投票成績照会
④	銀行残高照会
⑤	入金履歴照会
終了	

ログインの際は、  
「加入者番号」・「P-ARS番号」  
「暗証番号」が必要となります

# プッシュホン電話での照会

プッシュホン投票と同様に音声ガイダンスにそって、プッシュホン電話のボタン操作で、受付番号・投票内容・残高をご確認いただけます。  
 なお、残高照会につきましては競馬開催終了時点での残高です。最新の情報につきましては銀行にてご確認ください。

<b>自動応答による投票内容照会（プッシュホン電話）</b> ※過去60日間の投票内容を確認いただけます。	
<b>03-5618-9290</b>	通常当日の投票内容は21時以降に、節終了時点の残高は節終了日の21時以降に更新されます。 ※海外競馬発売時には、タイミングが遅くなる場合があります。
投票照会サービスに電話して <b>加入者番号・暗証番号・P-ARS番号</b> を入力します。	



※ **\*** を押すと一つ前の操作に戻ることができます。  
 ※プッシュホン投票と異なり、コンピュータ音声案内中でも入力可能です。

※WIN5および地方競馬・海外競馬分は照会できません。

## IX. Q&A

JRAのホームページの「お問い合わせ・FAQ」もご参照ください。

### Q 加入者番号・暗証番号(パスワード)・P-ARS番号・INET-ID等が分からなくなったときは？

**A.** Webでご確認いただけます。ネット投票のログイン画面よりアクセスして下さい。  
暗証番号がご不明な場合、Webをご利用いただけない場合はPATサービスセンターまでお電話ください。

### Q 住所が変わった場合は？

**A.** ○インターネットで変更  
JRA電話・インターネット投票会員専用ページWebサービス「Club JRA- NET」の「加入者情報の確認・変更」よりご変更いただけます。

○お電話で変更  
「JRA PATサービスセンター」までご連絡ください。

○書面で変更  
巻末の「登録内容変更届」をご記入の上、「JRA PATサービスセンター」までご郵送ください。

### Q 氏名が変わった場合は？

**A.** 姓または名を変更された場合は、巻末の「登録内容変更届」と下記のうち、いずれか一点をPATサービスセンターまで送付してください。なお、書類の返却はいたしませんので、あらかじめご承知おきください。

**有効条件:有効期限内のもので氏名・住所・生年月日が確認できるもの。(条件を満たさないものは無効となります。)**

本人確認書類	有効条件（下記条件を満たさないものは無効となります）	
1. マイナンバーカード(個人番号カード)	顔写真のある表面をコピー(裏面は不要)	} のコピー
2. 運転免許証(運転経歴証明書)	顔写真のある表面をコピー(住所変更がある場合は裏面のコピーも必要)	
3. パスポート	顔写真および住所記載ページをコピー(所持人記入欄があるパスポート(2020年2月3日以前に申請されたもの)のみ有効)	
4. 各種健康保険、共済組合の資格確認書	裏面に住所の記載がある場合は、裏面のコピーも必要	
5. 後期高齢者医療資格確認書		
6. 各種福祉手帳		
7. 各種年金手帳		
8. 特別永住者証明書	外国人登録証明書は、一定期間「特別永住者証明書」	
9. 在留カード	または「在留カード」とみなされます	
10. 住民票の写し	JRAに送付する日から起算して6カ月以内に発行されたもの	} コピー不可
11. 印鑑証明書		

※姓・名共に変更となる場合には、新旧のお名前が記載されている書類が必要となります。

### Q 「お申込みの投票は受け付けられませんでした。同じ投票をすでに受け付けています。これまでの投票内容を必ず照会メニューでご確認ください。」と表示されました。

**A.** 電波状態等、何らかの要因により、同じ投票データが複数回送信された可能性があります。  
メッセージに従ってこれまでの投票内容を必ず照会メニューでご確認いただくか、またはPATサービスセンターにてご確認ください。

## Q&A…スマートフォン

※スマートフォンの操作に関しましては、ご自身の責任において操作してください。

**Q** 加入者番号、暗証番号、P-ARS番号、金額入力画面等で「入力に誤りがあります」と表示されてしまう。

**A.** 「半角数字」で入力されているかご確認ください。「半角数字」以外は正しく認識されません。

**Q** 投票受付時間にもかかわらずログイン画面が「受付時間外」の表示になります。

**A.** 「画面の再読み込み(更新)」や「キャッシュクリア」を行ってください。この方法は画面が正常に表示されないときも有効な方法となりますので、お試しください。

Android	iOS
☆再読み込み方法 アドレスバー付近の矢印「C」をタップします。 ※矢印が見当たらない場合は、画面の上から下にスワイプ(スライド)するか、「メニュー」から「再読み込み C」をタップします。 ☆キャッシュクリア Chrome の場合 (1) ブラウザを起動した状態で、右上メニューボタンを押す (2) 「履歴」→「閲覧データ削除」をタップ (3) 上部で期間を「全期間」を選択 (4) 「キャッシュされた画像とファイル」の横にあるチェックボックスをオン (5) 「データを消去」をタップ (6) 電源ボタン等を長押しし、一度スマートフォンの電源を切ってから、再起動してください。	☆再読み込み方法 アドレスバー付近の矢印「C」をタップします。 ☆キャッシュクリア この操作を行うと、ログインしていた Web サイトからログアウトする、保存されていた Web サイトの設定がリセットされる、Safari でプレイしていたゲームの記録が消える可能性があります。 (1) ホーム画面で「設定」アイコンをタップ (2) 設定画面の項目一覧から「Safari」を選択 (3) 「履歴とデータを消去」をタップし、確認画面で再度「履歴とデータを消去」をタップ (4) 電源ボタン等を長押しし、一度スマートフォンの電源を切ってから、再起動してください。

**[注意]** キャッシュクリアによってJRA以外のサイトで保存したパスワードや履歴も消去される場合があります。

**Q** 「次回から暗証番号のみを入力」にチェックを入れているのに加入者番号・P-ARS番号が保存されていない。

**A.** 「Cookieの消去」を行っていませんか? 「Cookieの消去」を行うと、端末に保存されている加入者番号・P-ARS番号の情報が消えてしまいますのでご注意ください。また、iPhoneのプライベートブラウズがONになっていると保存されません。Androidのシークレットモードでは保存されません。

**Q** 「お待ちください」と画面が暗くなったまま止まってしまう、何も操作できない。

**A.** 一度電源を完全に切っていただき、電源を入れ直して再度お試しください。

## Q&A…パソコン

※パソコンの操作に関しましては、ご自身の責任において操作してください。

**Q** 投票受付時間にもかかわらずログイン画面が「受付時間外」の表示になります。

**A.** ブラウザで時間外にアクセスした時の画面が保存されていて、現在の画面を読んでいない可能性がありますので、再読み込み(更新)してください。表示が変わらない場合は、キャッシュをクリア後に再度、再読み込みしてください。  
**[注意]** キャッシュクリアによってJRA以外のサイトで保存したパスワードや履歴も消去される場合があります。

○Safariをご利用の場合

**[再読み込み]**

時間外の画面で「表示」⇒「ページを再読み込み」または「Commandキー」+「Rキー」変わらない場合は

**[キャッシュクリア]**

「Safari」⇒「キャッシュを空にする」「本当にキャッシュを空にしますか?」メッセージに「空にする」を選択

○MicrosoftEdgeをご利用の場合

**[再読み込み]**

時間外の画面で「F5」または「Ctrl」+「R」変わらない場合は

**[キャッシュクリア]**

画面右上「…」⇒「設定」⇒「プライバシーとセキュリティ」⇒「クリアするデータの選択」⇒「キャッシュされたデータとファイル」にチェック⇒「クリア」⇒「すべてクリアされました」が表示されたら完了

○GoogleChromeをご利用の場合

**[再読み込み]**

時間外の画面で「F5」または「Ctrl」+「R」変わらない場合は

**[キャッシュクリア]**

画面右上「:」⇒「その他のツール」⇒「閲覧履歴を消去」⇒「詳細設定」タブ⇒「期間」リスト「全期間」⇒「キャッシュされた画像とファイル」にチェック⇒「データを削除」

# X. 日本中央競馬会電話・インターネット投票に関する約定(A-PAT会員)

私は、日本中央競馬会のA-PAT会員へ登録して電話・インターネット投票を利用するにあたり、競馬に関する法令、日本中央競馬会の規程及び下記の条項を遵守し、日本中央競馬会に対し何らの迷惑も及ぼさないことを確約します。

**(目的)**  
第1条 この約定は、日本中央競馬会(以下「競馬会」といいます。)が提供するA-PATの利用にあたり、利用条件その他必要な事項を定めることを目的とします。

**(適用範囲)**  
第2条 A-PATの利用については、競馬に関する法規及びこの約定の定めるところによるものとし、加入者は、これらの内容を遵守する必要があります。

**(用語の定義)**  
第3条 この約定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによります。  
(1) インターネット投票 インターネット接続端末によりウェブサイトを通じて競馬投票券の購入を行う投票方法をいいます。  
(2) 電話投票 電話機のプッシュ信号を利用して、競馬投票券の購入の申込みを行う投票方法をいいます。  
(3) A-PAT インターネット投票又は電話投票により競馬投票券を購入できるサービスをいいます。  
(4) 指定口座 競馬会が別に定める銀行(以下「指定銀行」といいます。)の普通預金口座であって、加入者がインターネット投票又は電話投票の競馬投票券購入代金の決済に利用するための口座として第5条に定める手続きを行ったものをいいます。  
(5) 加入者 インターネット投票又は電話投票による競馬投票券の購入が可能であり、競馬投票券の購入の代金(以下「購入金」といいます。)について、指定口座から競馬会へ振り替える方法により決済処理を行う者のことをいいます。  
(6) 開催日 中央競馬の開催日をいいます。  
(7) 発売日 競馬法(昭和23年法律第158号。以下「法」といいます。)第21条の規定に基づき都道府県又は指定市町村から委託を受けて発売する地方競馬の競走に係る競馬投票券の発売を行う日であって開催日以外の日をいいます。  
(8) 特定発売日 発売日のうち理事長が特に指定する日をいいます。  
(9) 休日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月31日から翌年1月31日までの日をいいます。

**(節の定義)**  
第4条 この約定において「節」とは、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める日又は期間をいいます。  
(1) 開催日又は特定発売日が連続しない場合 当該開催日又は特定発売日1日  
(2) 開催日又は特定発売日が2日以上連続する場合 当該連続する開催日又は特定発売日を合わせた期間  
(3) 開催日(2日以上連続する場合を含みます。以下同じ。)又は特定発売日(2日以上連続する場合を含みます。以下同じ。)と開催日又は特定発売日との間の日が休日又は発売日(特定発売日を除きます。)である場合 当該前後する開催日又は特定発売日を合わせた期間

**(指定口座の開設及び口座振替契約の締結)**  
第5条 加入者となることを希望する者(以下「申込者」といいます。)は、指定口座を設けなければなりません。  
2 申込者は、指定口座を設けるために必要な書類等を指定銀行に提出しなければなりません。  
3 申込者は、購入金の預金口座振替を依頼するため、別に定める様式による預金口座振替依頼書、指定口座を設けようとする指定銀行に提出しなければなりません。  
4 申込者は、指定口座を設けた銀行(以下「利用銀行」といいます。)が別に指定する日時(以下「指定日時」といいます。)からその直後の第17条の規定による購入金の支払及び払戻金(法附則第5条第1項の1号給付金及び2号給付金、法附則第6条第1項の1号給付金及び2号給付金を含みます。以下同じ。)並びに返還金(以下「払戻金等」といいます。)等の交付(以下「支払・交付」といいます。)がなされる日までの期間において、支払・交付に係るものを除き、その指定口座からのいかなる支払も、又その指定口座へのいかなる振込も、利用銀行が拒絶することを承諾するものとします。  
5 競馬会は、利用銀行に対し、指定口座の預金残高を照会することができるものとします。

**(本人情報等の通知)**  
第6条 申込者は、加入の申込みの際に、氏名、住所、電話番号その他競馬会が必要と認める事項を、競馬会に通知するものとします。  
2 前項に掲げるもののほか、申込者は、A-PATの利用の際に使用する暗証番号を定め、競馬会に通知するものとします。

**(加入者契約の締結)**  
第7条 第2条の規定による手続きが完了したとき、かつ、競馬会において必要な手続きが完了したときは、競馬会は、申込者に加入者番号、P-ARS番号、インターネット投票用パスワード(以下「INET-ID」といいます。)、受付URL、受付電話番号、その他の必要な事項を通知するとともに、当該申込者を加入者とするとする契約(以下「加入者契約」といいます。)を締結するものとします。  
2 前項の規定による契約締結後は、加入者はA-PATを利用できるものとします。  
3 第1項の加入者番号、P-ARS番号、INET-ID、受付URL及び受付電話番号は、競馬会の都合により変更することがあります。

**(欠格事項)**  
第8条 次に掲げる者は、加入者となることができません。  
(1) 20歳未満の者  
(2) 破産者で復権を得ない者  
(3) 精神の機能の障害により競馬投票券を適正に購入するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者  
(4) 競馬に關係する政府職員、競馬会の役員、法第3条の2の規定に於いて委任を受けて競馬の実施に関する事務を行う都道府県等の職員であって当該委任を受けた事務に従事する者、中央競馬に關係する調教師、騎手、調教助手、騎手候補者若しくは既務員又は中央競馬の事務に従事する者  
(5) 競馬に関する法律に違反して、罰金以上の刑に処せられた者  
(6) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護者  
(7) 法人  
2 加入者は、前項の規定により加入者となることができない者(以下「欠格者」といいます。)となつたときは、直ちに書面又は競馬会の指定する方法により競馬会に届け出なければなりません。  
3 競馬会は、第5条及び第6条の規定による手続きにおいて、申込者から通知された事項の内容に疑義があるとき、申込者が第2条に抵触し、又は抵触するおそれがあると認めるときその他競馬会が必要と認めるときは、当該申込者と加入者契約を締結しないことがあります。

**(発売する競馬投票券)**  
第9条 競馬会は、100円を単位として、別に指定する競馬投票法の競馬投票券を発売するものとします。

**(発売要項等)**  
第10条 次の事項については、競馬会が別に定め、ホームページ等に掲示することにより加入者に通知するものとし、これに変更があった場合も同様とします。  
(1) インターネット投票及び電話投票を受け付ける競走  
(2) インターネット投票及び電話投票の受付の開始時刻及び締切時刻  
(3) 競馬投票券の購入を申し込むことができる節及び一日あたりの回数  
(4) その他インターネット投票及び電話投票に関し必要な事項

**(競馬投票券の購入限度額)**  
第11条 加入者1人あたりの競馬投票券の購入限度額(以下「限度額」といいます。)は、次の各号のとおりとします。ただし、1回の申込みにおいて100万円を超えて競馬投票券を購入することはできません。  
(1) 節の初日においては、指定日時における指定口座の預金残高(以下「預金残高」といいます。)に、その日のその申込みまでのペイジー入金(加入者が、競馬会が別に定める日において、その定める方法により日本マルチペイメントネットワーク運営機構が提供する取納サービス「Pay-easy(ペイジー)」を利用して指定口座以外の口座から競馬会が指定する口座へ入金することをいいます。)の合計額を加えた額から、その日のその申込みまでの購入金の合計額を減じた額に、その日のその申込みまでに加入者が購入した競馬投票券に係る交付額を公表した払戻金及び返還金の合計額を加えた額(以下「当日取引残高」といいます。)とします。  
(2) 節の2日目以降の各日においては、その日の前日未時点の限度額に、その日のその申込みまでのペイジー入金の合計額を加えた額から、その日のその申込みまでの購入金の合計額を減じた額に、その節においてその申込みまでに購入したその日の競走の競馬投票券に係る交付額を公表した払戻金及び返還金の合計額を加えた額とします。

**(手数料)**  
第12条 加入者は、ペイジー入金に係る手数料を負担するものとします。  
2 前項の手数料の金額は、別に定めるものとします。

**(設定上限額に係る取扱い)**  
第13条 競馬会は、加入者からインターネット接続端末によりウェブサイトを利用して1節あたりの競馬投票券を購入できる上限額(以下「会員設定上限額」といいます。)の設定の申請があったときは、速やかに加入者の会員設定上限額を設定します。  
2 競馬会は、加入者から競馬会指定の書面により会員設定上限額の設定の申請があったときは、競馬会がその書面を受理した日の翌日以降の最初の開催日を含む最初の日に会員設定上限額を設定します。  
3 競馬会は、前2項の規定により会員設定上限額を設定された加入者からの競馬投票の申込みについて、その申込みの額が会員設定上限額からその申込みの日の属する節のその申込みまでの購入金の合計額を減じた額にその申込みまでに購入した競馬投票券に係る交付額を公表した返還金を加えた額を超える場合は、その競馬投票の申込みを受け付けないものとします。  
4 競馬会は、会員設定上限額を設定された加入者からインターネット接続端末によりウェブサイトを利用して会員設定上限額の解除又は額の変更に係る申請があったときは、速やかに加入者の会員設定上限額の設定を解除し、又は額を変更するものとします。  
5 競馬会は、会員設定上限額を設定された加入者から競馬会指定の書面により会員設定上限額の解除又は額の変更に係る申請があったときは、競馬会がその書面を受理した日の翌日以降の最初の開催日を含む最初の日に会員設定上限額の設定を解除し、又は額を変更するものとします。  
6 前2項の場合において、競馬会は、最後に会員設定上限額を設定し、又は変更した日(開催日)のうち競馬会が別に指定した時間帯に設定又は変更した場合は、その翌日とします。)以後180日を経過しない期間、競馬会が別に指定した日の時間帯を除きます。)となつた申請については、会員設定上限額を減ずるものを除き、申請を受け付けないものとします。

**(インターネット投票における購入申込方法)**  
第14条 加入者は、インターネット投票による競馬投票券の購入を申し込む場合は、受付URLにおいて、加入者番号、暗証番号及びP-ARS番号を競馬会の計算機に送信するものとします。ただし、パソコン用の受付URLにおいては、INET-IDを加えて競馬会の計算機に送信するものとします。  
2 競馬会は、前項の規定による送信内容を確認した後、加入者に対して第11条の規定による購入限度額を通知します。  
3 加入者は、前項の規定による競馬会の通知を受信後、受付URLを通して、競馬投票券の購入を申し込むために、以下の事項を競馬会の計算機に送信するものとします。  
(1) 競馬場名 (2) 競走の施行日 (3) 競走の番号  
(4) 競馬投票法の種類 (5) 馬(又は枠)番号 (6) 購入金額  
(7) 加入者番号 (8) 暗証番号 (9) P-ARS番号  
4 加入者は、パソコン用およびスマートフォン用の受付URLを通して競馬投票券の購入を申し込む場合は、前項各号の項目に加え、INET-IDを競馬会の計算機に送信するものとします。  
5 競馬会は、前4項の規定による申込みが所定の条件を満たした投票であるときは、その申込みを受理するものとします。  
6 競馬会は、第1項から第4項までの規定による購入の申込みが所定の条件を満たした投票でないときは、その投票を含む1回あたりのすべての申込みを受理することなく、加入者側の端末機にその旨を送信するものとします。  
7 前項の場合において、加入者は、競馬会からの送信内容又は第16条第2項に基づき提供した内容を確認の上、改めて購入の申込みをすることができるものとします。

**(電話投票における購入申込方法)**  
第14条の2 加入者は、電話投票による競馬投票券の購入を申し込む場合は、受付電話番号において、加入者番号、暗証番号及びP-ARS番号を競馬会の計算機に送信するものとします。  
2 競馬会は、前項の規定による送信内容を確認した後、加入者に対して第11条の規定による購入限度額を、100円1枚とした購入枚数の単位で通知します。  
3 加入者は、前項の規定による競馬会の通知を受信後、受付電話番号を通して、競馬投票券の購入を申し込むために、以下の事項を競馬会の計算機に送信するものとします。  
(1) 競馬場名 (2) 競走の施行日 (3) 競走の番号  
(4) 競馬投票法の種類 (5) 馬(又は枠)番号 (6) 購入枚数  
(7) 加入者番号 (8) 暗証番号 (9) P-ARS番号  
4 競馬会は、前3項の規定による申込みが所定の条件を満たした投票であるときは、その申込みを記録するものとし、これを復唱するものとします。  
5 加入者は、前項の復唱した申込み内容を確認するものとします。  
6 加入者による確認後、競馬会は、加入者に対して受付番号を通知するものとし、加入者は、これを所定の方法により確認するものとします。  
7 競馬会は、前2項の確認が所定の条件を満たしたときは、その申込みを受理するものとします。

**(インターネット投票における契約の成立)**  
第15条 加入者と競馬会との間のインターネット投票による競馬投票券の発売に関する契約は、加入者番号、暗証番号及びP-ARS番号が合致し、かつ、所定の条件を満たした申込みが競馬会の計算機に受理され、その競走の発売金として合算された場合に成立するものとします。  
2 前項の契約について、競馬投票券の購入の申込みがパソコン用およびスマートフォン用の受付URLを通じて行われた場合は、前項の事項に加え、INET-IDが合致し、かつ、所定の条件を満たした申込みが競馬会の計算機に受理され、その競走の発売金として合算されたときに成立するものとします。  
3 競馬会は、前2項の規定により加入者の申込みに係る契約が成立したときは、競馬投票券を発売し、その旨の通知を、加入者側の端末機に送信するものとします。  
4 通信異常、機器故障その他により前項の通知が加入者側の端末機に到達しなかった場合においても、第1項及び第2項の契約の成立には一切影響がないものとします。  
5 加入者は、第1項及び第2項の規定により成立した契約については、これを解除し、又は変更することはできません。

**(電話投票における契約の成立)**

第15条の2 加入者と競馬会との間の電話投票による勝馬投票券の発売に関する契約は、第14条の2第6項の確認により、その申込みが競馬会の計算機に受理され、その競走の発売金として合算された場合に成立するものとする。

2 競馬会は、前項の規定により加入者の申込みに係る契約が成立したときは、勝馬投票券を発売します。

3 加入者は、前2項の規定により成立した契約については、これを解除し、又は変更することはできません。

**(勝馬投票券の代理受領)**

第16条 加入者がインターネット投票又は電話投票により購入した勝馬投票券は、競馬会が加入者に代わって受領し、競馬会が定める形式で保管するものとする。

2 前項の勝馬投票券について、加入者がその閲覧を請求した場合、競馬会は、その勝馬投票券を発売した日から60日間、競馬会が指定した方法で閲覧に供します。

**(購入金の支払、払戻金等の振込)**

第17条 加入者は、1節における購入金を、その節の直後の銀行営業日(現金自動支払機その他の機械のみで営業している日を除きます。以下同じ。)に、第5条第3項に定める依頼に基づき指定口座から競馬会に支払うものとする。

2 競馬会は、1節における払戻金等を、その節の直後の銀行営業日に、加入者に通知することなく指定口座に振り込むことにより交付するものとする。

3 競馬会は、加入者がペイジー入金を行った場合には、その節の直後の銀行営業日に、その節におけるペイジー入金の合計額に相当する額を加入者に通知することなく指定口座に振り込み、その時に加入者は第1項に規定する購入金の支払いを行い、競馬会は前項に規定する払戻金等の交付を行うものとする。

4 前項において、やむを得ない事由により当該日に支払い又は振り込むことができない場合は、当該日の翌銀行営業日に支払い又は振り込むものとする。

**(勝馬投票の受付の拒否)**

第18条 競馬会は、加入者の勝馬投票券の購入の申込みについて疑義があるときその他競馬会が必要と認めるときは、当該申込みを受け付けないことがあります。

**(異議申立て)**

第19条 加入者は、インターネット投票又は電話投票における勝馬投票券の購入金、払戻金及び返還金に関する異議を、当該勝馬投票券の購入の申込みをした日から30日以内に限り、競馬会に申し立てることができます。

**(解約)**

第20条 競馬会は、加入者から書面又は競馬会の指定する方法により解約の申請があったとき又は加入者が次の各号のいずれかに該当したときは、加入者に通知することなく加入者契約を解約します。

- (1) 加入申込み時に通知された事項が真実でなかったことが判明したとき
- (2) 第8条に規定する欠格者となったとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 4年間を通じてインターネット投票又は電話投票の申込みがなかったとき
- (5) 指定口座を解約したとき
- (6) 20歳未満の者にインターネット投票又は電話投票の申込みをさせたことが判明したとき
- (7) 第20条に違反したと競馬会が認めたとき
- (8) その他競馬会が必要と認めるとき

**(本人申請による利用の停止)**

第21条 競馬会は、加入者から競馬会指定の書面により利用の停止の申請があったときは、競馬会がその書面を受理した日の翌日以降の最初の節の初日より、インターネット投票及び電話投票の利用を停止します。

2 競馬会は、前項の規定によりインターネット投票及び電話投票の利用の停止となった加入者から競馬会指定の書面により利用の停止の解除の申請があったときは、競馬会がその書面を受理した日の翌日以降の最初の節の初日より、インターネット投票及び電話投票の利用を解除します。

3 第1項の規定によりインターネット投票及び電話投票の利用の停止となった加入者は、同項の規定により利用の停止となった日の属する年の翌年の末日までは、前項の規定による利用の停止の解除を申請することができます。

**(家族申請による利用の停止)**

第22条 競馬会は、加入者と同居する親族(成年者に限ります。)及び競馬会が特に認めた者(以下「家族」といいます。)から、加入者の利用の停止について、競馬会指定の書面に競馬会が加入者の利用停止について判断するために必要な書類を添えて申請があり、利用を停止するに足りる相当な理由があると認めるときは、インターネット投票及び電話投票の利用を停止することとし、加入者及び申請をした家族(以下「申請家族」といいます。)に対して、その旨及び利用停止開始予定日を通知します。なお、利用停止開始予定日、通知を発送した日から1ヵ月が経過した日以降の最初の開催日を含む節の初日となります。

2 前項で定める必要な書類は、次の各号に掲げる書類となります。

- (1) 加入者がキャンセル障害又は同様の疾病(以下「キャンセル障害」といいます。)であることを証明する医師の診断書
- (2) 前号の書類の取得が困難な場合は、加入者のインターネット投票又は電話投票によって加入者の家族の生活に重要な影響を及ぼしていることを証明する書類
- (3) 加入者が、前項の規定により利用を停止されている場合は、利用停止通知
- (4) 加入者が、加入者の家族申請によって競馬場等への入場を制限されている場合は、その旨が記載された競馬会からの通知文書

3 前項第3号及び第4号の書類の提出により利用停止となった加入者は異議を申し立てることができます。なお、利用停止開始予定日は、競馬会が利用停止を認めた通知を発送した日から1週間が経過した日以降の最初の開催日を含む節の初日となります。

4 利用停止となった加入者(以下「利用停止加入者」といいます。)、利用停止開始予定日の前日までは、競馬会指定の書面に別に定める書類を添えて提出することにより競馬会に異議を申し立てることができます。その場合、競馬会が当該異議申立てを裁決するまで利用停止の開始を猶予するものとし、競馬会は申請家族に対して、その旨を通知します。

5 前項で定める必要な書類は、次の各号に掲げる書類となります。

- (1) 第2項第1号の書類の提出により利用停止となった加入者 加入者がキャンセル障害から回復したことを証明する医師の診断書
- (2) 第2項第2号の書類の提出により利用停止となった加入者 確定申告書の控え又は給与所得の源泉徴収票

6 競馬会が、異議申立てに理由があると認めるときは、利用停止を取り消すこととし、利用停止加入者及び申請家族に対して、その旨を通知します。

7 競馬会が、異議申立てに理由がないと認めるときは、利用停止加入者及び申請家族に対して、その旨及び利用停止開始予定日を改めて通知します。

8 異議を申し立てた利用停止加入者は、競馬会が当該異議申立てを裁決するまで、競馬会指定の書類を提出することにより異議申立てを取り下げることができます。異議申立ての取下げがあった場合、競馬会は申請家族に対して、その旨及び利用停止開始予定日を改めて通知します。

9 利用停止加入者は、競馬会指定の書面に競馬会が加入者の利用停止の解除について判断するために必要な書類を添えて提出することにより、インターネット投票及び電話投票の利用停止の解除を申請することができます。

10 前項で定める必要な書類は、次の各号に掲げる書類となります。

- (1) 第2項第1号の書類の提出により利用停止となった加入者 加入者がキャンセル障害から回復したことを証明する医師の診断書
- (2) 第2項第2号の書類の提出により利用停止となった加入者 競馬会指定の書面に加入者の家族全員が解除申請に同意したことを示す署名(以下「家族同意署名書類」といいます。)
- (3) 第2項第3号及び第4号の書類の提出により利用停止となった加入者 利用停止通知に記載の解除申請要件を満たす書類

11 前項第2号及び第3号のうち、家族同意署名書類の提出により解除申請をする場合は、利用の停止となった日の属する年の翌年の末日までは申請することができます。

12 競馬会は、利用停止加入者から提出された解除申請の書面及び書類により、利用停止加入者のインターネット投票及び電話投票の利用停止を解除するに足りる相当な理由があると認めるときは、競馬会が指定する日(以下「利用停止解除予定日」といいます。))よりインターネット投票及び電話投票の利用停止を解除することとし、利用停止加入者及び申請家族に対して、その旨及び利用停止解除予定日を通知します。

13 競馬会は、利用停止加入者から提出された解除申請の書面及び書類により、利用停止加入者のインターネット投票及び電話投票の利用停止を解除するに足りる相当な理由がないと認めるときは、インターネット投票及び電話投票の利用停止を解除しないこととし、利用停止加入者に対して、その旨を通知します。

14 利用停止加入者は、利用停止解除予定日の前日までは、競馬会指定の書類を提出することにより解除申請を取り下げることができます。

**(利用の停止)**

第23条 競馬会は、加入者のA-PATの利用について疑義が生じたときその他競馬会が必要と認めるときは、インターネット投票及び電話投票の利用を停止することができます。

**(個人情報の取扱い)**

第24条 競馬会は、次に掲げる場合に加入者の個人情報に関する情報(以下「個人情報」といいます。))を保護措置を講じた上で収集し、保有し、利用し、提供し又は委託するものとする。

- (1) 加入者のインターネット投票及び電話投票の利用に関する業務を行う場合
- (2) 競馬会が提供するサービス業務及びマーケティング活動を行う場合
- (3) 加入者に応じた最適なサービス提供および安全利用に向けた啓発・周知等のため、購買履歴等の情報分析を行う場合
- (4) 法的義務により競馬会が個人情報の提供を求められた場合
- (5) 印刷・発送業務等のインターネット投票及び電話投票に関する業務を第三者に委託する場合
- (6) 加入者の同意を得た場合

2 前項各号に掲げる場合において利用等を行う個人情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名、住所、電話番号、暗証番号等加入者が申込時に届け出た事項
- (2) 第8条第2項、第20条、第21条第1項及び第2項並びに第25条の規定により加入者が届け出た又は申請した事項
- (3) 第7条の規定により競馬会が加入者に通知した事項
- (4) 勝馬投票券の購入履歴、購入内容等の加入者のインターネット投票及び電話投票の利用状況
- (5) 預金残高、払戻金等の加入者の指定口座に関する事項

**(住所等の変更の届出)**

第25条 加入者は、第6条で競馬会に通知した内容を変更したときは、直ちに書面又は競馬会の指定する方法により競馬会に届け出なければなりません。

**(禁止事項)**

第26条 加入者は、次に掲げる事項をしてはなりません。

- (1) 加入者本人以外の者にインターネット投票又は電話投票の申込みをさせる行為
- (2) 他人からの委託によりインターネット投票又は電話投票の申込みをする行為
- (3) 加入者の名義を変更し、又は加入資格を譲渡する行為
- (4) インターネット投票又は電話投票を利用して取得したすべての情報を第三者に提供する行為
- (5) 法令に違反する行為、公序良俗に反する行為、又はそれらに結びつく行為
- (6) 競馬会又は第三者の財産、プライバシー、名誉、信用等に損害を与える行為、又はそのおそれのある行為
- (7) インターネット投票若しくは電話投票のサービスの全部又は一部を商業目的で利用する行為
- (8) コンピュータのソフトウェア、ハードウェア、通信機器の機能を妨害、破壊、制限するようなコンテンツを送信する行為
- (9) インターネット投票若しくは電話投票のサービス又はサービスに接続しているネットワーク若しくは電話通信環境を妨害したり、混乱させたりする行為
- (10) 他の加入者の個人情報を収集し、若しくは濫用する行為、又はそのおそれのある行為
- (11) 競馬会に帰属する知的財産権を侵害する行為
- (12) その他競馬会が不適切と認められる行為

**(知的財産権)**

第27条 インターネット投票又は電話投票のコンテンツ、ソフトウェア、個々の情報(データ)及びインターネット投票又は電話投票を利用して取得したすべての情報に関する知的財産権は、競馬会に帰属するものとする。

2 加入者は、文書による本会の事前の承諾なく、A-PATを通じて提供されるいかなる情報も、複製、送信、改変、転載その他の態様で利用することはできないものとする。

3 加入者が前項の規定に違反した場合であって、本会に損害が生じたときは、競馬会は加入者に対し、当該違反行為によって生じた損害を請求できるものとする。

**(秘密保持)**

第28条 加入者は、インターネット投票又は電話投票を行うための加入者番号、暗証番号、P-ARS番号及びINET-IDを絶対に第三者に漏らしてはなりません。

2 加入者は、加入者番号、暗証番号その他のインターネット投票又は電話投票に関する秘密が漏えいするおそれのある事態が発生した場合は、その旨を直ちに競馬会に届け出なければなりません。

**(注意事項)**

第29条 加入者は、20歳未満の者が加入者番号、暗証番号、P-ARS番号及びINET-IDを使用してインターネット投票又は電話投票の申込みをすることのないよう特に注意しなければなりません。

**(免責)**

第30条 勝馬投票券の発売に関する契約が成立した場合は、その申込みが加入者本人以外の者によって行われたことであっても、競馬会は一切それによる損害の責を負いません。

2 競馬会以外の者が提供するウェブサイトを、アプリケーションその他のそれに類するものとの連携による勝馬投票に関する損害については、競馬会は一切その責を負いません。

3 天災地災、通信障害、通信機器障害その他のやむを得ない事由により勝馬投票の申込みを受け付けられない場合、指定口座の残高を確保できない場合、指定口座の残高を競馬会の計算機に登録できない場合、振り込み処理が遅延する場合その他インターネット投票又は電話投票の利用若しくは他A-PATに関係する手続きができない場合があること、予見の無いかかわらず競馬会、通信会社又は指定銀行は、一切その責を負いません。ただし、競馬会の故意又は重大過失によるものであった場合はこの限りではないものとし、通信会社又は指定銀行の故意又は重大過失によるものであった場合は、当該通信会社又は指定銀行の定めるところにより対処されるものとする。

4 A-PATの利用における競馬会の責任は、合理的な努力をもってA-PATを提供することに限られるものとする。また、競馬会はA-PAT(A-PATで利用するシステムを含む)の正確性、最新性、有用性、信頼性、特定の目的や特定の用途への適合性、会員による本サービスの利用が第三者の権利や利益を侵害しないことにつき保証しません。

**(分離可能性)**

第31条 本約定等のいずれかの条項又はその一部が、民法、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約定等のそれ以外の部分は、継続して効力を維持します。

**(約定の改正)**

第32条 競馬会は、民法第548条の4の規定により、この約定を変更できるものとする。

2 競馬会は、前項の規定によりこの約定を変更するときは、変更後の約定の効力発生日の1ヵ月前までに、約定を変更する旨、変更後の約定の内容及びその効力発生日を競馬会のホームページに掲示すること等により加入者に通知するものとする。

3 変更後の約定の効力発生日以降に加入者がA-PATを利用したときは、加入者が約定の変更同意したものとみなします。

**(準拠法、裁判管轄)**

第33条 この約定の準拠法は日本法とし、インターネット投票の利用に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

(コピーしてご使用ください。)

# 登録内容変更届

(個人情報に変更がありましたら送付して下さい)

年 月 日

日本中央競馬会 宛

ペンまたはボールペンでご記入下さい

加入者番号 (利用者番号)		登録氏名	(フリガナ) (漢字)
登録住所	〒 □□□ □□□□		都道 府県
	(フリガナ)		
登録電話番号		生年月日	西暦 年 月 日

※太枠内は必ずご記入下さい。

・該当する項目を囲んで下さい

氏名※ / 住所 / 電話番号

※お名前の変更には本人確認書類が必要となります。なお、即PAT及びダイレクト会員様の氏名変更はできません。詳細はPATサービスセンターまでお問い合わせ または JRAホームページをご確認下さい。

・該当する項目のみご記入下さい

変 更 後	1. 氏名	(フリガナ) (漢字)
	2. 住所	〒 □□□ □□□□ 都道 府県 (フリガナ)
	3. 電話番号	— — ※最もお電話がつながりやすい番号を1つご記入下さい。

※ご申請から変更手続きの完了まで2週間ほどお時間をいただきます。  
※記入された内容について、確認のお電話をさせていただく場合があります。

備 考	
-----	--

書類送付先 : 〒135-8477 東京都江東区永代1-14-5  
PATサービスセンター  
TEL : 050 - 3771 - 2000 または 03 - 5620 - 2000

※住所および電話番号の変更は、登録制の電話・インターネット投票会員専用webサービス「Club JRA-Net」でも可能です。

キ  
リ  
ト  
リ  
線



# 解約届

年 月 日

日本中央競馬会 宛

※この用紙は解約届です。(お間違えのないようご注意ください。)

ペンまたはボールペンでご記入ください。

加入者番号がご不明の場合は、JRAホームページからウェブでの照会が可能です。ウェブ照会がご利用になれない場合は、下記PATサービスセンターまでお問い合わせください。

加入者番号			
氏名 (自署)	フリガナ		
現住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		都道府県
	フリガナ		
電話番号		生年月日	西暦 年 月 日
銀行名			

キリトリ線

解約理由	以下のいずれかに○をしてください。	
	1. 競馬場・ウインズへよく行くようになったため	4. 経済的な理由のため
	2. 競馬に興味がなくなったため	5. 即PATを使用するため
	3. 年齢・健康上の理由のため	6. その他 ( )

## 【ご注意】

JRAに解約届が届いてから解約手続き終了まで、下記の通り時間を要しますのであらかじめご承知おきください。

担保ARS会員：約3～4週間

A-PAT会員：約2週間

## 【書類送付先】

〒135-8477 東京都江東区永代1-14-5

電話：050-3771-2000 または 03-5620-2000

PATサービスセンター



# XI. 各種案内

## URL一覧

### ■パソコン

JRAホームページ  
<https://jra.jp>

JRA・海外競馬ネット投票  
<https://www.ipat.jra.go.jp/>

地方競馬ネット投票  
<https://n.ipat.jra.go.jp/>

Club JRA-Net  
<https://www.clubjranet.jra.go.jp/>

### ■スマートフォン

JRAホームページ  
  
<https://sp.jra.jp>

JRA・海外競馬ネット投票  
  
<https://www.ipat.jra.go.jp/sp/>

Club JRA-Net  
  
<https://m.clubjranet.jra.go.jp/>

ガラケー型スマートフォン  
JRA・海外競馬ネット投票  
  
<https://g.ipat.jra.go.jp/>

## プッシュホン投票先電話番号

**050-3116-7777**  
**050-3161-7777**

KDDIHP電話からは通話料無料でご利用いただけます。

**050-3810-7777**  
**050-3800-7777**

050plusからは通話料無料でご利用いただけます。

**050-2017-7777**

BBフォンからは通話料無料でご利用いただけます。

**※お掛け間違いにご注意ください!**(IP番号「050」を利用しております。携帯電話番号とは異なります。)

※一部の電話からは、おかけになることができませんのでご了承ください。

## JRAテレホンサービス(払戻金・開催情報)

TEL **050-3116-7700**

・過去60日以内の中央競馬全レースの払戻金をご案内しております。

・開催日の7時頃から各競馬場の天候・馬場状況・出走取消・騎手変更などの変更情報、雪害による開催の有無などの開催情報をご案内しております。

※プッシュホン式の電話からご利用いただけます。

※KDDI(株)の電話サービスを利用しております。

※NTT固定電話からの通話料は、全国一律11.55円(税込)/3分です。

**<操作方法>** ※アナウンス中にも入力が可能です

■払戻案内を聞く場合

①聞きたいレースの開催日「月日4桁と#」を入力(例:1月5日の場合「0105#」と入力)

※当日分の払戻は「#」のみ入力

②アナウンスに従って聞きたいレースの競馬場を選択

※ここで選択する番号と競馬場の組合せは開催日によって異なりますので、アナウンスをご確認ください

③聞きたいレースの「レース番号と#」を入力(例:5レースの場合「5#」と入力)

※3連単→3連複→馬単→馬連→ワイド→単勝→複勝→枠連の順にご案内します

(次のレースを聞く場合は「#」、他のレースは「レース番号と#」、他の競馬場は「\*」、別日は「月日4桁と#」、開催概況は「0#」を入力してください)

■開催概況を聞く場合(開催日の7時頃からご利用いただけます)

「0#」を入力

## PATサービスセンター

TEL **050-3771-2000**

〈JRA開催日〉8時30分～17時

〈平日〉10時～17時

※「非通知設定」のお電話はご利用いただけません。通知設定しておかけ下さい。また公衆電話からはつながりません。

※050からはじまるIP電話をご利用いただけない場合は、03-5620-2000をご利用ください。

※お問い合わせの際は、スムーズな対応をさせていただくため、**加入者番号(8桁)をご用意のうえ**、お電話ください。

※地方競馬の発売をしない祝日・年末年始・メンテナンス日等は営業しません。

※050-3771-2000へのNTT固定電話からの通話料は、全国一律11.55円(税込)/3分です。



**JRA PATサービスセンター** TEL **050-3771-2000** 〒135-8477 東京都江東区永代1-14-5  
(会員専用のお問い合わせ窓口)

〈JRA開催日〉**8時30分～17時**      〈平日〉**10時～17時**

- ※「非通知設定」のお電話はご利用いただけません。通知設定しておかけ下さい。また公衆電話からはつながりません。
- ※050からはじまるIP電話をご利用いただけない場合は、03-5620-2000をご利用ください。
- ※お問い合わせの際は、スムーズな対応をさせていただくため、**加入者番号(8桁)をご用意のうえ**、お電話ください。
- ※地方競馬の発売をしない祝日・年末年始・メンテナンス日等は営業しません。
- ※050-3771-2000へのNTT固定電話からの通話料は、全国一律11.55円(税込)／3分です。